

地域企業・産業資料デジタルアーカイブについて

- (1) このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する地域企業・産業資料のうち、印刷物および近代の文書類について順次デジタル化をすすめているものです。
- (2) このデジタルアーカイブの利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像はカラーです。画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保ちつつ、出来る限りの範囲で撮影したものととして了解下さい。写りの悪い資料については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。
- (5) 本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。
- (6) 本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成 27 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号 15HP8021 の交付を受けて作成しています。

株式會社共榮組定款



株式會社共榮組定款

第一章 總則

第一條 本社ハ左ノ事業ヲ營ムヲ以テ目的トス

一 運送業

二 土石採取並ニ販賣

三 代辦業

四 前各項ニ附帶スル事業ノ經營又ハ投資

第二條 本社ハ株式會社共榮組ト稱ス

第三條 本社ノ營業所ハ左ノ場所トス

本店ヲ熊本縣八代市ニ設置ス

但營業ノ狀況ニ依リ支店出張所ヲ設置スルコトアルモ

第四條 本社ノ資本金額ハ五萬圓トス

第五條 本社ノ存立期間ハ設立ノ日ヨリ滿參拾ケ年トス

但株主總會ノ決議ニ依リ延長スルコトヲ得

第六條 本社ノ公告ハ九州日々新聞紙ニ掲載シテ之ヲ爲ス

第二章 株式

第七條

本社、株式ハ壹千株トシ壹株ノ金額ヲ五拾圓トス

第八條

本社、株券ヲ記名式トシ其種類ハ壹株券及拾株券、

貳種トス

第九條

株券拂込ノ金額及期日方法ハ取締役會ニ於テ之ヲ定メ
貳拾日以前ニ各株主ニ通知ヲ發スルヌトス

第十條

株主株金ノ拂込ヲ怠リタルトキハ其翌日より現ニ拂込ヲナシ
タル日迄拂込金額ニ對シ百圓ニ付一日金四錢ノ割合ヲ以テ
延帶利息及遲延ノ為メニ生シタル費用ヲ支拂フコトヲ要ス

第十一條

株式ヲ賣買譲與シタルトキハ双方連署ノ名義書換請
求書ヲ添ヘ株主名簿ニ登録ヲ請ヒ其株券ニ證印ヲ受ク

第十二條

本社、株式ヲ讓渡スルニハ取締役會ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス

第十三條

相續又ハ遺贈等ニ依リ株式ヲ取得シタルモノハ其證明書ヲ
添ヘ第十一條ノ手續ヲ為スヘシ

第十四條

株券ヲ毀損汚穢シタルトキハ其株券ヲ添ヘ更ニ新株券、
交付ヲ請求スルコトヲ得

第十五條

株券ヲ失シタルトキハ除權判決ノ正本又ハ裁判所ノ認
証アル謄本ヲ添ヘタル請求書ニ依リ新株券ノ交付ヲ請
求スルコトヲ得

第十六條

第十一條及第十三條ノ場合ニハ株券一通ニ付金拾錢第十四
條及第十五條ノ場合ニハ株券一通ニ付金四拾錢ノ手数料
ヲ納付スヘシ

第十七條

株主ハ住所氏名及印鑑ヲ本社ニ届ケ出ツヘシ之ヲ変更シ
タルトキハ其證明書ヲ添ヘ更ニ届出ヲ為スヘシ

第十八條

本社ハ定時株主總會ニ於テハ毎決算末翌日より臨時株主
總會ニ於テハ其通知ヲ發シタル日より各總會終了ノ日迄株
券ノ名義書換ヲ停止ス
株式拂込ノ確告ヲ受ケ其手續ヲ終ヘサルモノハ名義書換
ヲ停止ス

右外必要場合本社ハ相當ノ期間ヲ定メ公告ヲナシ株式ノ
名義書換ヲ停止スルコトアルヲ

第三章 役員

第十九條

本社、役員ハ左ノ如シ

取締役ハ五名以内
監査役ハ貳名以内

第二十條

取締役ハ拾株以上、監査役ハ貳拾株以上ヲ所有スル株主
中ヨリ株主總會ニ於テ選舉ス

第二十一條

取締役、任期參年トシ、監査役、任期ハ貳年トス
但シ滿期再選スルコトヲ得

第二十二條

取締役ハ任期中、最約、決算期ニ閉スル定時總會ノ
終結ノ日迄其、任期ヲ伸長スルモノトス

第二十三條

取締役又、監査役中欠員ヲ生シタルトキハ臨時總會ヲ
開キ其、補欠選舉ヲ爲スヘシ
若シ其、欠員ニシテ法定ノ員數ヲ欠カス且ツ現在者
ニ於テ業務執行ニ差支ナレト認ムルトキハ此、限リニ
アラズ

但シ補欠當選者、任期ハ前任者ノ殘期トス

第二十四條

取締役新任ノ際ハ自己所有ノ株券拾株ヲ監査役ニ
供託スルコトヲ要ス

第二十五條

取締役及監査役ハ任期中辭任ノ申出ヲ爲スモ株主
總會ニ於テ後任者ヲ選定スル迄ハ辭任ノ効力ヲ生セサル
モノトス

第二十六條

取締役ハ五選フ以テ社長、專務取締役各壹名ヲ選任ス
社長及專務取締役ハ會社ノ業務ヲ執行ス若シ差支アルト
キハ他ノ取締役之ヲ代行ス

第二十七條

社長及專務取締役ハ各自會社ヲ代表ス

第二十八條

取締役及監査役ノ給料報酬ハ株主總會ノ決議ヲ以テ之ヲ
定ム

第四章 株主總會

第二十九條

株主總會ハ定時臨時ノ二種トシ、定時總會ハ毎年五月
拾壹月ノ兩度ニ開キ臨時總會ハ必要アル毎ニ之ヲ開ク
總會ノ議長ハ社長之ニ任ス若シ差支アルトキハ他ノ取締
役之ニ代ルモノトス

第三十條

但シ監査役ノ招集シタルトキ又ハ株主ノ請求ニ依リ招集シタル
總會ノ議長ハ出席株主中ヨリ之ヲ選任スルコトヲ得

第三十條

總會ニ出席スルキ代理人ハ本社ノ株主ニシテ委任狀ヲ
本社ニ差出シタルモノニ限ル

第三十一條

株主ノ議決權ハ壹株壹個トス

第三十二條

總會ノ決議ハ出席株主決議權ノ過半数ニ依ル可否同
數ナルトキハ議長之ヲ決ス

第三十三條

總會ノ決議ノ要領ハ議事録ニ記載シ取締役及監査
役之ニ連署シ保存スルモノトス

第五章 會計

第三十四條

本社ノ會計ハ毎年四月末日及十月末日ヲ以テ諸勘
定ヲ決算ス

第三十五條

本社ノ損益計算ハ純益金ヨリ總損金ヲ引去リ之ヲ
純益金トシ左ノ通り處分スルモノトス

一 法定積立金 純益金ノ百分ノ十以上

一 役員賞與金 純益金ノ百分ノ十五以内

但シ都合ニ依リ後期繰越金並ニ諸準備積立金ヲ
爲スコトヲ得

第三十六條

利益配當金ハ毎期末日現在ノ株主ニ對シ其ノ拂
込タル金額ニ應ジ平等ニ配當スルモノトス

以上

昭和十六年十一月三十日

熊本縣八代市

株式會社 共榮組